

平成28年度事業計画

社会福祉法人 ロザリオの聖母会
共同生活援助事業所
ナザレの家あさひ

I 施設概要

1 所在地

千葉県旭市野中4017

2 事業の名称（定員）等

2-1 障害者総合支援法による指定事業

(1) 共同生活援助事業（介護サービス包括型） 定員92名

- ア 野中ハイツⅠ（定員男性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- イ 野中ハイツⅡ（定員女性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- ウ 若衆内ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ニ3500-11
- エ 横大道ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市三川7542-2
- オ 中川ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- カ 萩園ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市萩園1250-4
- キ 東足洗ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市東足洗2277-1
- ク 西足洗ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市西足洗562-56
- ケ 広原ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市後草2024-31
- コ 大割ハウス（定員女性5名）
千葉県旭市野中3811
- サ 対馬ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- シ 下立ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市野中3625-1
- ス 生沼ハウス（定員女性3名）
千葉県旭市イ1694-8
- セ 矢指ハウス（定員混合4名）
千葉県旭市野中3811
- ソ 仲町ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ロ897
- タ 小割ハウス（定員男性2名）
千葉県旭市野中3850-6
- チ 折戸ハウスⅠ（定員混合6名）
千葉県旭市野中3985-4
- ツ 折戸ハウスⅡ（定員混合5名）
千葉県旭市野中3985-4
- テ 仲才ハウス（定員混合9名）
千葉県旭市ニ2491-1

3 職員構成

別紙1のとおり

4 組織図

別紙2のとおり

II 基本方針

どのような重い障害を持つ人も人間として尊重し、生命の尊厳を保障するとともに、利用者個々の持つ能力に応じた生きがいのある生活を送れるように支援に努める。

III 中・長期計画

1. 地域の中でのひとつの資源として定着できるように近隣市民との関係を密にする。
2. 利用者個々の特性をしっかりと捉えた上で適切な支援を行えるように職員の専門性を高めていく。
3. 日中の過ごし方において定期的に生活の見直しを行い、就労等を視野に入れた取り組みについて検討していく。
4. 生活の場としての重要な資源であることを踏まえて、支援システムの構築も含めて、存在のあり方を検討していく。
5. この地域の認知症ケアの取り組みの中で、支援センターとしてどのような取り組みが出来るかを検討していく。
6. 身体障害を持つ方への身体介護支援や、高齢化に伴う身体介護等、介護体制を併せ持つ支援体制を構築していく。
7. 法人内大規模施設としての位置づけにふさわしい、安定的な運営基盤を構築していく。
8. 事業所内においての、組織体系を構築し、より質の高い支援を行える体制を構築していく。
9. 質の高い支援の提供を行うためにも、職員の身分保障や安定した雇用を行えるように改善を行っていく。
10. 事業所内において、各ホームと事務所との連携や役割分担に関してしっかりと整理をし、より充実した支援センターとしての体制を構築していく。
11. 障害者総合支援法の施行により、利用対象者が拡大され難病を持たれた方もサービスの利用対象となった。今後はこのような方もホームの利用希望が出てくる事が予測される。その際には、しっかりと対応できるように体制を構築していく。
12. 利用者数、職員数共に増加していく中で、組織体制の充実を行っていく。

IV 年度計画

1 本年度の重点目標

1-1 運営

—福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努める—

(1) 情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望

近年、高齢化や重度化に対応することへの必要性が言われているが、当事業所においても、もちろん直近の課題である。建物のバリアフリーへの改修、移動用リフトや入浴用リ

フトの導入など福祉機器による対応、職員配置時間の変更による対応や、訪問看護等、他事業所との連携など、いろいろな事を組み合わせながら、個々の暮らしを支えていきたい。

職員配置に関しては、ここ数年常勤職員の数を増やすように努力してきているが、適切な組織体制を検討するとともに、より一層の増員を検討していきたい。また、世話人の確保に関しても、近年本当に人材確保が難しく苦勞しているが、常に少し余裕を持った雇用をしておく等、確保についても努力していきたい。

最後に、今年度は昨年度から延期になってしまったホームの新規開設を予定している。他にも聖家族園からの利用希望も出ているため、それらのニーズにも応えていきたい。

(2) 計画的な人事異動及び中間管理職の育成・登用

中間管理職の充実を考えていたが、昨年度は実現することが出来なかった。今年度も引き続き、法人内外からの登用を行っていききたい。また、人材育成についても事業所内で通常行っている研修の他に、別の研修メニューを考え、育成を行っていききたい。

(3) 安定的な人材確保

昨年度末に、実習に来た学生2名が非常勤として働きはじめてもらうことが出来た。今後も実習生へのアプローチはもちろん、その学生からの広がりや、法人内の他事業所へ来る学生まで含めて、人材確保に繋げていきたい。また、当事業所では非常勤として働いてもらいながら、卒業する時期には法人内の他事業所へ常勤職員として新卒採用に繋げていけるような流れを作っていきたい。

(4) 職員の身分保障の向上を図る

夜間勤務する職員について、昨年度中に改善することを目指していたのだが、検討の結果、見通しを立てることが出来なかったため、引き続き今年度も努力していきたい。

(5) 施設・設備の老朽化や環境改善対策の中・長期計画と資金確保

昨年度に引き続き建物の屋根や外壁の改修（大割ハウス 屋根外壁改修工事）と消防設備の整備として自動火災通報装置及び自動火災報知設備の整備（野中ハイツⅠ・Ⅱ、広原ハウス）に加え、中川ハウス、横大道ハウスのスプリンクラー設備の設置を行う。なお、萩園ハウス、東足洗ハウス、中川ハウス、対馬ハウス、矢指ハウスにおいて、すでに自動火災報知設備の設置は完了しているものの、自動火災通報装置を自動火災報知設備と連動して起動させるための整備が未完了であったため、今年度以降の工事を計画している。

利用者の健康状態やADLの低下などに対応するため、浴室・トイレの改修（野中ハイツⅠ）や、職員の支援時の負担を軽減するため、入浴用の介護リフトの導入（中川ハウス、対馬ハウス）を行っていく。

建物の老朽化対策や利用者にとって暮らしやすい環境を確保するため、直近のみならず2～3年後及び10年後を視野に入れた計画をたて、安定した資金確保ができるよう努めていく。

(6) 社会福祉法人新会計基準移行後の円滑・正確な運用と専決事項の徹底

新会計基準移行後に起こりうる会計処理等における修正事項などについて速やかに執り行うものとする。また決裁に係る専決事項などについても、定款や規程に基づいた的確

な処理が行えるよう、事業所内はもとより法人本部との連携を図りながら、より円滑で正確な運用に徹する。

(7) 給与事務の法人本部一元化

給与関係事務を法人本部で一元化し1年が経過したが、法人本部への報告等情報の伝達に遅延が生じないように、事業所内での連絡体制を強化すると共に、より確実性を増すため複数人での確認作業を徹底して行うこととする。

(8) 新規グループホームの開設

海上寮療養所より5名の利用希望者を受け入れる為、新規のグループホームを開設する。

1-2 サービス

—社会福祉法人に求められる課題を踏まえつつ利用者等へのサービスの質向上に努める—

(1) 地域医療・福祉への取り組み

今年度は、特別支援学校卒業生1名、海上寮療養所5名、聖家族園1名、下総精神医療センター2名の受け入れを具体的に予定している。海上寮療養所からの利用者については、昨年度から物件確保の課題があり開設が遅れているが、障害者グループホーム等支援ワーカーや不動産屋等と連携し、新規開設に結びつくように努める。また、昨年度千葉県グループホーム等連絡協議会海匝地区設置者会において行った利用希望者調査の結果で出てきたニーズについて、今後当事業所での受け入れについても検討していきたい。

ここ最近増えてきている触法障害者に対する支援について、適切な支援があれば触法行為に至る可能性は少なくなると考える。利用者が継続して安心した暮らしがおくれるように関係機関と連携し、他職種チームアプローチで対応に努めていく。

(2) 権利擁護、虐待防止、差別解消に向けた取り組み

虐待防止委員会を組織化し、虐待防止の体制を整えていく。また、法人内他事業所の虐待防止委員会と連携し、啓発及び未然に防ぐ仕組みについて情報交換し、効果的な取り組みになるように努めていく。差別解消法については、新しい情報を収集し、周知していく。継続して世話人研修や広域専門指導員の巡回を通して、閉鎖的な環境であることを職員が認識し、職員自身の自己抑制の向上につながるように努めていく。そして、問題の長期化・深刻化が起きない体制を構築していくように努める。

(3) 専門性や特徴のあるサービスの実施

地域における生活の場として様々な支援体制のホームが出来ている。医療的なケアが必要な利用者や触法障害者の支援において、「誰もが、その人らしく、地域で暮らす」ためには、保健・福祉・医療の連携が不可欠である。また、他職種でのチームアプローチを継続できないと、利用者の小さな変化に一事業所では気が付けない事もあり、継続してさらなる専門性のある支援体制を構築していけるように努めていく。

「意思決定支援」に関しては、利用者がどのような環境や聞き方に配慮すれば自分の意思決定を行いやすくなるのか、研修の機会を作りながら専門性を高めていく。

(4) 自己評価、第三者評価結果に基づく業務改善

昨年度に行った福祉サービス共通基準の評価及び行動規範の自己評価を事業所内の世話人会議で共有し、日頃の業務に役立てていく。福祉サービス共通基準の評価においては、「利用者の相談や苦情受付の仕組み」の項目が低い。相談支援事業所・訪問看護事業所・広域専門指導員等の訪問により、複数の相談先を確保したり、苦情受付先を掲示して確認できるようにしているが、利用者・家族に対して十分な周知に至っていない。各ホームのミーティングを活用して周知をすすめていく。職員行動規範において、「利用者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等は同性介助を原則とする。」の項目が低く、特に男性職員が少ない職場環境になっており、女性職員が男性利用者を介助する機会が多いため、男性職員の採用率を上げていく事を検討していく。

(5) サービス提供上必要な事項の全体的点検と基本的事項の遵守

緊急時の対応として、事故・急病時の対応マニュアル及び事故や急病を想定しての訓練を行っていない。その対策について世話人会議を活用して、対応力を高める研修を行っていく。清掃及び衛生管理についても、実施マニュアルしていないため、まず感染症の対策などからマニュアル化を検討する。

業務において法令遵守すべきことを職員と確認し、一定水準の生活の質・支援の質を確保していく。

(6) 研修体制及び内容の充実

内部研修は世話人会議において月1回行う。また、数か所のホーム単位での研修を検討し、専門性を充足していくように努める。

外部研修は、世話人の参加率が低いため、勤務調整を行うなど外部研修に出やすい機会を確保するように努める。

(7) 苦情解決の仕組みの周知徹底と適切な解決

利用者へ各ハウスのミーティングを活用して、苦情解決の窓口及び苦情解決の仕組みを周知していく。家族については、郵送物を送付する際にチラシを配布するなどして周知を行う。職員については、利用者・家族からの苦情を聞いた場合には、苦情受付担当者へつなぎ、すみやかに対処できるように、対応手順を世話人会議で周知をする。

(8) 地域のニーズに合わせたサービスの展開を図る

ア ファミリーホーム（小規模住居型養育事業）などを含めた児童期の支援を検討していく。今年度は実際に事業を行っている所の視察を行う。

イ 海上療養所からの退院支援の取り組みと連携を行い、介護が必要となる利用者への対応を含めて支援の構築を行う。

ウ 法人内はもちろん、地域の中で出てきたニーズに応えられるようにしていく。

エ 触法障害者への支援のあり方の検討や、専門性を高めていく。

1-3 安全

—法人の総合的な安全衛生対策の向上を図る—

(1) 法人全体の防災・防犯対策の向上と地震・津波への備え

- ア セコムと契約を行い、火災時の早期発見と連絡体制の整備を行うと共に、近隣住民や消防署、消防団等にも協力してもらい、実用的な避難訓練を行う事により防災対策の向上を図る。
- イ 防犯対策としては、各ホームに防犯シールを貼る事やセンサーライトの設置をする等、防犯対策を行う。
- ウ 各ホーム毎に対策が異なるため、それぞれのホーム毎に利用者、職員の共有を図ると共に、法人との連携や地域との連携を図り対策を強化する。
- エ 救命胴衣着用の訓練を行い、津波避難時の安全性を高める。
- オ 階段昇降の担架を使用して訓練を行い、車いす利用者が迅速に避難できる体制を整備する。
- カ 消防設備の検査・点検を行っていき、必要に応じて修理や買い替えを行う。

(2) 利用者等安全対策の向上

- ア 災害に備えて、非常用持ち出し袋を各ホームに常備しておく。また、避難訓練時に緊急時の避難場所（第1・第2）の確認を行う。
- イ 各ホームにおいて、対象者の拡大や高齢化に伴い、身体的な介護を必要とする利用者も増えてきたため、世話人会議等を通じて、介護技術の向上と安全に配慮する等の確認を行う。
- ウ 行方不明者が出た場合には、その利用者の状況を家族・関係者と相談し、捜索を必要とする場合には、第1次的に法人内の協力による捜索、第2次的に警察へ捜索願を出して対応する。
- エ 関係者と協力し、利用者個々の支援の共有化を図る。
- オ 利用者の高齢化によって身体機能が低下し、転倒回数が増えているホームがある。転倒を予防する体制をソフト面・ハード面の両方をそろえて対応し、怪我の防止に努めていく。

(3) 職員メンタルヘルス対策の向上

職員が孤立化しやすい環境であり、職員が抱える課題や不安を相談できる体制を整えていく。また、精神状態に不安定を感じる職員へは産業医への相談先があることを情報提供していく。

(4) 安全運転対策の向上

- ア 通勤時や、買い物支援・外出支援時等、運転をする際の運転マナーの向上と注意喚起を定期的に行う。
- イ 車両の整備不良による事故が無いように、定期的に車両点検を業者に依頼し行う。
- ウ ドライブレコーダーを設置し、安全運転意識の向上を図ると共に、定期的に注意喚起を促していく。

(5) IT・情報管理対策の向上

すべての個人情報の取扱において、公私において職員個々の意識を高めると共に、適切な保管を行っていく。

情報のバックアップ方法を確認し、必要に応じて見直しを行っていく。

2 部門別計画

2-1 管理者・サービス管理責任者

(1) 施設運営の充実とサービスの質向上に努める

新規開設や空き定員の充足により、今年度末には定員数約90名・職員数約50名合計約140名の利用者・職員を把握していく事になる。早急に組織体制を見直し、役割の分担及び業務の明確化を行いながら、業務の効率化と不足しているマンパワーの拡充をしていくように努める。

相談支援事業者と連携し、計画相談で作成されたサービス等利用計画と連動して、個別支援計画を作成し、利用者が主体的に暮らしていけるように支援をしていく。

重症心身障害者、医療的ケアの必要な障害者、触法障害者の受け入れが増えてきているため、関係機関と他職種でのチームアプローチを行い、利用者の変化に対応できる支援体制を築いていく。

(2) 人事考課制度の定着・活用をとおして、職員の育成と意欲向上を図る

人事考課制度を実施することにより、職員の能力を適正に評価するとともに、その評価を基に支援技術の向上を図る。また、職員の支援技術が利用者の生活の質向上に繋がるようスーパーバイズを行う。また、対象とならない職員への考課の仕組みを検討する。世話人の経験年数も幅広くなっていることもあり、ナザレの家あさひとしての支援方針を確認していく機会として、有効活用していく。メンタルヘルスについても、職員の心身の状況を把握していく場として活用していく。

(3) 総合的な安全対策の構築を図る

防災計画の作成、避難訓練等の実施を通して、日常から安全対策に努めると共に、感染症対策に関してもよりいっそうの充実を図る。消防法令の遵守を基本に、設備の設置・点検を行い、有事に対応できる環境を整備していく。備蓄用品の種類・量を再検討するとともにその使用方法を確認し、次にきたる災害に備えていく。

(4) 法人本部との連携を図る

法人本部との連携を密にし、適切な支援体制を確保するとともに、サービス提供にあたる。

(5) サービス等利用計画と連動し、モニタリング結果をふまえた個別支援計画を作成していく。

(6) 職員に対してのスーパーバイズやメンタルケアに関して、強化を図る。

(7) 事業所内の役割の整理

管理者・サービス管理責任者・主任・副主任とそれぞれの業務・役割の整理を行う。

(8) 他機関との連絡会を通して、情報の交換や共有を行い、利用者が落ち着いて暮らしていけるように支援をしていく。また、職員が専門職からの支援方法を学び、スキルアップできる方法を検討していく。

- (9) 意思決定支援のあり方について情報収集に努め、職員へ周知をしていく。
- (10) 利用者がグループホームの生活等について話し合いのもてる「当事者会」の設置を検討していく。

2-2 世話人・生活支援員

- (1) 利用者主体の暮らしを継続していくために、相談支援専門員と連携を密にし個別支援計画を基に利用者への支援方法を統一し、援助を行っていく。また、常に利用者のニーズを把握するよう努め、個人記録等を通してサービス管理責任者へ利用者の生活状況や個別支援計画の実施状況等を報告する。
- (2) 人事考課制度の定着・活用をとおして、職員の育成と意欲向上を図る
世話人とのコミュニケーションの機会を十分にとり、利用者の生活が良くなることで職員のモチベーションが上がるように努めていく。
- (3) 法人内や千葉県グループホーム等連絡協議会、日本グループホーム学会等が主催する研修会へ参加し、世話人・生活支援員の技術の向上に努めていく。
- (4) 総合的な安全対策の構築を図る
避難訓練等の実施を通して、避難方法・避難経路・非常時の連絡体制・災害時の非常物品等の確認に努めていく。また、日常から安全対策に努めると共に、感染症対策に関しても、うがい・手洗い等日常的な感染予防に努める。
- (5) 支援技術の向上を目指し、他施設へ実習に行き長所を取り入れる。
- (6) 世話人会議においては、全員参加を義務とし、統一したサービスの提供と職員の意識や質の向上を図るための学習会とする。
- (7) 支援方法に迷いが出たときは、サービス管理責任者や医療機関や専門家へ助言を求め、適切な支援が出来るように努める。その為に普段から地域や協力いただける病院関係者などとの繋がりを大切にする。
- (8) 虐待防止法の理解を深め、日常的な金銭管理や利用者への支援方法において、振り返りの機会をもち予防に努めていく。また、労働環境や対人ストレスが高いホームについては、抱え込まない支援体制を築いていくように努めていく。
- (9) 高齢化に伴い、利用者の状況に少しずつ変化が見られる。特に転倒することが多くなった利用者や内科的な疾患に対しての注意が必要な利用者が増えている。身体機能低下と健康への配慮をして事故や病気を予防するよう努める。

2-3 事務員

- (1) 事業所の窓口としての服装や言葉使い、マナーなどに気を配ると共に、不測の事態にも冷静な判断と対応が可能となるよう日頃から知識の探求と正確な情報の共有を心がけ、事務員として資質の向上に努める。
- (2) 事業所内外のコミュニケーション向上及び連携への取り組み
 - ア 報告、連絡、相談の徹底を出来るようにする。
 - イ 業務の分担を見直し、正確さを高め、より効率的に行えるよう努める。
 - ウ 利用者及び家族や関係者の要望を的確にとらえるとともに、わかりやすい説明と

同意・納得していただけるような丁寧な対応をするよう努める。

- エ 職員の就業時間や就業場所がそれぞれ異なるため、従来以上に確実かつスムーズな情報の伝達に努める。
- オ 利用者の生活の安定を図るため、事業所、法人内及び外部関係機関と情報を共有し、タイムリー且つ正確な状況の把握に努める。
- カ 利用者とのコミュニケーションを深められるよう、事務業務だけではなく行事等へも積極的に参加する。
- キ 給与事務一元化から一年を経て浮かび上がった改善点を生かし、法人本部との連絡体制をより一層密にできるよう努める。

- (3) 利用者の金銭管理について、利用者預かり金管理規定（内規）に従い、不適切な事例が生じないよう細心の注意を払う。
- (4) 社会福祉法人一部改正を視野に入れ、人材の確保や適切な処遇を心掛けると共に、事業の安定した運営が出来るよう、的確な会計処理と資金の確保に努めていく。
- (5) 建物や設備について、老朽化や防災対策に加え、利用者が暮らしやすい環境づくりと、職員の身体的負担の軽減を考慮した計画の策定と資金の確保と運用に努める。

2-4 野中ハイツ I

- (1) ターミナルケアに対応するため、夜間勤務の職員を配置し、日頃の介護及び不測の事態に対応できるよう、医療機関等と連携をとりながら支援を行う。
- (2) 食事会やカラオケ等を月に1回全体のイベントとして行う。
- (3) 希望により買い物支援を行う。
- (4) 利用者、世話人、事務所職員で月1回ミーティングを行う。
- (5) 選挙の投票を希望する方へは送迎などのサポートを行う。
- (6) 希望者、もしくは必要に応じて部屋の掃除など支援を行う。
- (7) 利用者から一泊旅行の希望が出たため、宿泊を伴う外出について計画する。
- (8) 経年劣化に伴い、浴室・トイレの改修を行う。
- (9) 消防設備の整備として自動火災通報装置及び自動火災報知設備の整備を行う。

2-5 野中ハイツ II

- (1) 利用者間のトラブルなどが多いため、関係調整の支援を丁寧に行う。また、必要に応じて個別の相談時間を作り、ストレスの緩和を図る。
- (2) 個々のニーズに合わせた支援を行う。また、誕生会は各利用者の希望を優先した別メニューを作り、お祝いをする。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (4) 利用者の清潔を保つため、部屋の清掃、整容、着替え、入浴など、必要に応じて個

別に支援を行う。

- (5) 必要に応じて食材や日用品などの買い物支援を行う。
- (6) 消防設備の整備として自動火災通報装置及び自動火災報知設備の整備を行う

2-6 若衆内ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切にし、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。
利用者においては、落ち着いた生活が継続していけるよう、サービスの質の向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう支援を行う。また、利用者からニーズが出された場合には、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 就労や日中の過ごし方に関して個別支援を基本に行う。
- (3) 利用者間のトラブルや地域住民との関わりにおいて、個別支援の必要があるときは、個別対応を重視して行う。
- (4) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行い、記録する。
- (5) 必要に応じて、ホームでの誕生日会や外出、食事会を行う。
- (6) 病院スタッフ等との連携を密にし、必要に応じて通院支援を行う。
- (7) タバコを吸う方もいる為、特に防火への意識を日常的にもち、避難訓練などを定期的に行う。喫煙者本人にはマナーや防火への注意を促す。
- (8) 経年劣化に伴い、浴室・トイレの改修を行う。

2-7 横大道ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切にし、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。
利用者においては、支援度が高い方が多いため、本人のニーズを把握し個別支援計画に基づいて支援を行うとともに、地域の中で生活しているため、地域の人たちと利用者の関係についても適切な社会関係が築けるよう支援を行う。
- (2) 土、日は利用者と共に庭の掃除等を行い、ゴミゼロの日等は近隣のゴミ拾い等の地域清掃を実施していく。
- (3) 希望により通院、床屋、買い物の支援を行う。
- (4) 誕生会の時には外食支援を行う。
- (5) 複数職員で支援にあたっているため、サービスの統一を図りながら、世話人、事務所職員と月1回ミーティングを行う。
- (6) 他機関や日中活動先と連携をしながら情報を共有し、入居者の心身の状態の変化にあわせた支援を行っていく。

- (7) 東京への日帰り旅行の希望があるため、相談しながらこれを計画・実施していく。
- (8) 消防設備の整備として、スプリンクラーの設置を行う。

2-8 中川ハウス

- (1) 行動障害がある人が利用している共同生活住居である事を十分に認識して支援を行う。本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用していることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行う。
- (2) 行政機関の連携を密にし行動障害がある人が利用している共同生活住居であることを共通理解として常に共有し、必要に応じて協力をしてもらえるよう信頼関係の構築に努める
- (3) 複数の職員が交代で支援に入っているため、支援のばらつきが起こらないようにミーティングでの確認や個別支援計画での確認を行う。また、ヘルパーの利用もあるため、ヘルパー事業所とも情報共有をして支援方法の統一を計る。
- (4) 言葉が出にくい利用者や、会話が出来ない利用者に声かけを多く行い、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (5) 自分で訴えが出来ない利用者もいるため、利用者の体調管理について、世話人及び関係する事業者と連携し、日頃の小さな変化に気づけるように支援を行う。
- (6) 日頃から災害への意識を高め、迅速に避難できるよう避難方法を確認しておく。
- (7) 利用者が楽しめるように外出、買い物、食事の企画を個別に支援を行う。
- (8) 高齢により転倒リスクが高まっている利用者がある。ヒヤリハットを分析しながら転倒リスクを軽減できるように、取り組んでいく。また、入浴時の転倒防止・介護負担軽減の為、入浴用リフトを設置していく。
- (9) 家族も高齢になり、外泊機会が少なくなっている利用者がある。帰省時期に精神面を崩しやすいので、日帰りでの帰省などを検討していく。
- (10) 消防設備の整備として、スプリンクラーの設置を行う。

2-9 萩園ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として町内会の行事に積極的に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切に、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。女性の共同生活住居であるため、その特性に応じた支援が十分に行えるよう努める。
本人、ご家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用されていることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行っていく。
- (2) 地域の特性上、津波の対策が必要である。近隣の方との有事の際の連携や、避難訓練、関係機関との確認等、対策を強化していく。
- (3) コミュニケーション手段の工夫や、年齢的に高齢の方もいるのでその支援の仕方等、

支援方法の見直しを行う。

- (4) 体調管理が個別に必要な方への支援は継続して行う。
- (5) 複数の世話人が交替で泊まり支援をしているため、月に1回職員のミーティングを行い、支援の統一をする。

2-10 東足洗ハウス

- (1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、行事等へ積極的に参加するよう努める。
重度知的障害者と軽度知的障害者がともに生活していることから、その障害特性を十分に理解し、適切な支援を行う。
本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用していることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行う。
- (2) 複数の職員が交替で支援に入っているため、支援のばらつきが起こらないように、ミーティングでの確認や、個別支援計画での確認を行う。
- (3) 言葉が出にくい利用者や会話が出来ない利用者には声かけを多くおこない、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (4) 個々の体調管理を徹底する。自ら不調を訴えることが少ない為、職員は体調の変化について、バイタルチェックを行いながら注意深く観察していく。また、日中活動事業所や居宅介護事業所と情報共有を意識し、利用者の変化に対応できるようにしていく。
- (5) 階段の多い住居のため、転倒、転落に注意をする。
- (6) 発達障害のある人が入居予定の為、本人の特性、ニーズを把握した上で、個別支援計画を基本に支援を行う。
- (7) 経年劣化に伴い、浴室・トイレの改修を行う。

2-11 西足洗ハウス

- (1) 利用者一人一人の暮らしを大切に、本人のニーズに対応した支援を個別支援計画を基に支援をしていく。また、病状の変化により個別支援が必要な利用者に対して、訪問看護や主治医、ケースワーカーとの連携を強化し、支援を行う。
- (2) 近隣住民との関係が主体的に出来てきているので、サポートをしていく。
- (3) 就労に向けた取り組みや、選挙の投票等、社会生活への参加を促すような支援を組み立てていく。
- (4) 月に1回のミーティング、外出、外食支援を行う。
また、年に一度、ハウスで旅行を企画、実行する。
- (5) 食事提供について、利用者の希望を尊重し支援を行う。

2-12 広原ハウス

- (1) 利用者主体での月1回のミーティングと食事会を継続して行っていく。
- (2) 身体機能低下や認知機能低下の進行がみられる利用者に対して、利用者の状態に合わせた支援とその見直しを適宜行う。
- (3) 月に一度のハウス全体の外出とは別に個別での外出も増やしていけるようにする。
- (4) 昨年旅行に出かけた利用者が、今年も行きたいという希望があった為、本人の希望にそって一泊旅行の企画を行う。
- (5) 利用者1人ひとりへの声掛けを大切にし、体調の変化と見守りを心がける。
- (6) 利用者個々のニーズに合わせた支援を行っていく。
- (7) 新しい入居者が抱える不安感がなくなるよう、日々コミュニケーションを大切にし、外出支援等を行っていく。
- (8) 消防設備の整備として、自動火災通報装置及び自動火災報知設備の整備を行う。

2-13 大割ハウス

- (1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、地域の行事等へ積極的に参加できるよう支援を行う。また、地域の祭り等の行事に参加していく事で、精神的な安定を図る。
- (2) 日常生活内で利用者同士のトラブルが起こる等、対人関係の構築を苦手としている利用者がある為、円滑な人間関係の構築ができるよう支援の仕方の向上を図る。また、関係者（病院、訪問介護など）との連携を密にし、複合的な支援体制を作っていく。
- (3) 利用者本人が出来る事の範囲を広げられるような支援を行っていく。
- (4) 年齢的に高齢になってきた方が多いため、機能低下を防ぐような支援の仕方や、日中の過ごし方の検討を行う。
- (5) 外出、旅行の希望がある時は希望に沿うよう計画し、これを実行する。
- (6) 利用者との会話を大切にし、予定の確認を行う。
- (7) 年に一度、一泊旅行を企画・実施する。
- (8) 経年劣化に伴い、屋根・外壁改修を行う。

2-14 対馬ハウス

- (1) 利用者の心身状態の変化に注意をして支援を行う。変化があったときは関係機関と連携し、迅速に対応を行う。

- (2) 利用者の嗜好や体調管理を意識して、食事の提供を行っていく。
- (3) 利用者の見守り、全てにおいての声掛けの支援を行っていく
- (4) 外食を年に数回行う等、利用者の希望にそって外出を行う。
また、一泊旅行の希望があれば計画し、実施する。
- (5) 利用者の高齢化により、入浴時の転倒の危険性が増しているため、入浴用のリフトを導入し、安全な入浴ができるよう支援を行う。

2-15 下立ハウス

- (1) サービスの質向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) ホーム内での利用者の誕生日会を各利用者の誕生日に行う。
また、月に一度の外食の企画、定期的な買い物支援、利用者が希望した際の外出支援を行う。
- (3) 身体障害を重複する利用者や医療機関の協力が特に必要な利用者がある為、病院（主治医、ケースワーカー、訪問看護）、ヘルパー、訪問入浴との連携を密にし、共通の認識を持って支援を行う。
- (4) 希望者もしくは必要に応じて一緒に部屋の掃除や片付けをする。
- (5) 喫煙をする利用者が複数おり、うち1名は車椅子を使用しているため、常に防火への意識を持つように支援する。
- (6) 世話人の介護負担軽減・腰痛軽減のため、スタンディングマシンの導入を行う。

2-16 生沼ハウス

- (1) 地域の一員として地域に溶け込んで生活ができるよう、地域の行事等へ積極的に参加するように努める。また、複数の職員が支援にあたる為、統一した支援が行えるように、個別支援計画や、定期的なミーティング等を通してスムーズな連携を図る。
- (2) 利用者が日中活動先への参加を継続していけるように、些細な事でもストレスを抱え込まずに話せる場面を作っていく。
- (3) 希望により外出支援や病院受診などの支援を行う。
- (4) 調理や自室清掃など希望する人と一緒に行い本人の生活能力を向上させていく。
- (5) 世話人室が無い為、世話人室の確保を検討していく。
- (6) 利用者とのコミュニケーションにおいて課題があり、利用者の状況に応じて関わり方を柔軟に対応し、利用者との信頼関係を徐々に築いていくように努める。

2-17 矢指ハウス

- (1) 日中活動先、居宅介護事業者、病院、相談支援事業所等の関係機関と連携して、個々のニーズの変化を把握し支援にあたる。

- (2) 利用者一人一人がそれぞれ違う日中活動先に通う事が出来ている。精神面のストレスによって通いたくない時もあるため、利用者の気持ちに沿いながら支援を行う。また、事業所間で情報を共有し利用者の抱える問題が明らかになるように努める。
- (3) 身体介護が必要な利用者がある為、職員の介護技術の向上及び怪我の予防に努めていく。
- (4) 地域で行うイベントへの参加や、外出支援の希望があれば、希望に沿うよう計画し、これを実行するよう努めていく。
- (5) 運動機能の向上の為にリハビリに行きたいと希望する利用者があるため、関係機関と連携し、リハビリに参加できるよう対応を行う。
- (6) 利用者の希望にそって、旅行の計画を立てて実施する。
- (7) 金銭管理について、利用者個人で管理できるように支援を行う。

2-18 小割ハウス

- (1) 昨年度は居室内の掃除と布団干しができるよう働きかけ継続することができている。今後も本人ができる事を増やしていくように支援を継続していく。
- (2) 日中活動の一環として封筒等のシール貼りをハウス内で行っている。他にもストレス発散や運動不足解消のために本人が楽しめる日中活動支援を検討、支援していく。
- (3) 関係機関と連携しながら、家族との関係を見守っていく。
- (4) 本人のコミュニケーションは日々少しずつ変化している。医療機関と連携し、相談や改善を繰り返しながら支援を行っていく。

2-19 仲町ハウス

- (1) 月一回の食事会を継続し、入居者同士の交流が円滑にいくよう支援し、日々の安定を図っていく。
- (2) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、地域の行事等へ積極的に参加するよう努める。
- (3) 間食や夜食が増え、体重増加傾向の利用者があるため、糖尿病予防も含めて健康管理に留意して支援を行う。
- (4) 食事提供について、利用者の希望を尊重し支援を行う。
- (5) 利用者の生活でおこる問題は、関係機関と隔週で行っている連絡会議で相談し、利用者が安定した生活を送れるよう支援する。
- (6) 住宅が密集している地域にある為、防火には特に留意し、世話人、利用者共に日頃から話し合いを行う。
- (7) 建物の老朽化に伴い、利用者とも相談うえ、引っ越しを検討する。

(8) 入浴が苦手な利用者へ、身体面の清潔を保つため、継続して声かけを行う。

2-20 折戸ハウスⅠ

- (1) 利用者個々で生活と仕事を両立して過ごしているが、ワンルームタイプの居室のために一人で問題を抱え込みやすい傾向がある。利用者の気持ちをくみ取る機会をミーティングや個別外出で行っていく。
- (2) 地域との交流の機会も大切にし、プライベート空間の生活を充実させるだけでなく、地域住民と繋がりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行い、食事会等の企画や普段の生活で困っている事等について話し合う。

2-21 折戸ハウスⅡ

- (1) 新しい住まいになって三年目に入った。前向きに生活する人もいれば問題を抱える利用者もいる。プライベートな空間が強くなる特色をもつホームなので関係機関と連携しながら必要に応じて介入し支援する。
- (2) 地域のゴミゼロ運動には継続して参加することができおり、今後も地域との繋がりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) 誕生日会を継続して行う。
- (4) 希望により、部屋の清掃・買い物支援・外食支援を行う。
- (5) 一人暮らしの生活を目指す利用者もいるため、関係機関と連携しながら、アフターフォローの体制を充実させていく。

2-22 仲オハウス

- (1) 利用者が新しい住環境にスムーズに適応できるように、関係機関と連携し、ストレスや混乱が少なくなるように努めていく。また、計画相談と連携を密にして個別支援計画を作成し、個々のニーズに対応をしていく。
- (2) 地域との交流機会も大切にし、プライベート空間の生活を充実していくだけではなく、地域住民とつながりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) ホーム内のミーティングで食事会等の企画を考えていく。

3 年間行事計画

別紙3のとおり

*1泊旅行に関しては、各ホーム年に1回までは、ホームの行事として行う。

その場合には、利用者・職員にて事前に計画を立て、経営会議を通して決定する。

4 地域との連携（交流）

地域行事への参加等、地域の一員としての役割に積極的に取り組み、地域に貢献していく。また、地域の方への挨拶などを通じて日常的に交流を図っていく。

町内会の活動への参加を通し、関係づくりを行う。夕涼み会やもちつき大会の開催時には、地域の方や関係機関へ声を掛け、風通しの良い暮らしの場を作っていく。

5 防災、緊急時及び安全対策

防火管理者を置き、火気、消防等についての管理を行う。セコムと契約し、機器の設置や有事の際の連携体制を構築する。また、法人本部と綿密な連携を図り、緊急連絡網を適宜整備・更新し、非常災害及び利用者の事故、車両事故、急病等の対策に万全を期する。

ホーム内の家具等の転倒を防ぐため、転倒防止器具の設置に努める。

防災訓練を年3回下記の通り実施する。また、訓練時には消防署はもちろん、消防団にも協力をしてもらい、一緒に訓練に取り組む。

平成28年6月 夜間想定で利用者のみでの避難・通報訓練・非常用備品の確認を行う。

9月 法人合同防災訓練に沿って行う。

平成29年3月 火災による消火・避難・通報訓練を行う。

6 福祉サービスの向上

6-1 平成24年度福祉サービス共通基準自己評価結果に基づいた改善計画

福祉サービス共通基準の評価においては、「利用者の相談や苦情受付の仕組み」の項目が低い。相談支援事業所・訪問看護事業所・広域専門指導員等の訪問により、複数の相談先を確保したり、苦情受付先を掲示して確認できるようにしているが、利用者・家族に対して十分な周知に至っていない。各ホームのミーティングを活用して周知をすすめていく。また、家族に対しては郵送物を送付する際に、年に1回は情報提供していく。

6-2 ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年版に対する計画

2013年改訂版を職員に配布し、世話人会議及び必要に応じて個別に説明をする機会を設け、周知を徹底する。

7 苦情解決

7-1 苦情解決マニュアル

法人で整備している苦情解決マニュアルに従い、利用者、家族等からの苦情に対しては誠意を持って迅速に対応する。

7-2 苦情解決のシステム

- (1) 利用者への通知
- (2) 苦情受付
- (3) 苦情受付の方法
- (4) 苦情解決についての話し合い
- (5) 苦情解決の記録、報告
- (6) 解決結果の公表

7-3 苦情解決の担当者

- (1) 苦情解決責任者 荒井 隆一
- (2) 苦情受付担当者 庄司俊介
- (3) 第三者委員 服部 紘一、向後 恵子

8 情報公開

県や健康福祉センター等から求められる、利用実績等については適切に回答していく。また、ホームページ等を活用し情報公開に努める。ホームページに関しては、必要に応じて更新をしていく。

9 職員処遇

9-1 衛生管理

職員の健康診断を年度始めに実施する。

感染防止対策として、O-157などの保菌検査やインフルエンザの予防接種を行う。

9-2 研修

千葉県グループホーム等連絡協議会や千葉県精神障害自立支援事業協会の居住系事業所部会や日本グループホーム学会などに所属し、必要な会議や研修等に積極的に参加し、支援者としての質の向上に努める。

10 会議

毎月1回、下記の会議を行う。

- ・施設・事業所長会議
- ・経営会議
- ・法人グループホーム運営会議
- ・世話人会議
- ・各グループホームミーティング
- ・海上寮地域生活支援連絡会（隔週）
- ・旭中央病院連絡会
- ・地域移行支援協議会
- ・地域生活支援会議
- ・総合安全対策委員会
- ・海匝世話人会議（2ヶ月に1回）
- ・海匝圏域設置者会（年2回）
- ・あい支援センター連絡会
- ・聖家族作業所連絡会
- ・その他、必要に応じて、ケース会議、調整会議を行う